

議案第18号関連資料

明石市犯罪被害者等の支援に関する条例の一部改正(案)の概要

1 改正の目的

犯罪被害者等に支給する支援金の上限額を引き上げるとともに、特例給付金の支給、住居復旧及び防犯対策に要する費用の補助その他犯罪被害者等の視点に立った更なる支援を実施することのほか、所要の整備を図ることにつき、条例の一部を改正しようとするもの。

2 改正の概要

(1) 基本理念に、犯罪被害者等の支援は、迅速かつ公正に行うとともに、犯罪被害者等の経済的負担について適切に配慮された、利用しやすいものでなければならない旨を加える。

(2) 犯罪被害者等に対する支援策の拡充

ア 支援金の上限額の引上げ

(現行) 30万円 → (改正) 40万円

イ 加害者が心神喪失や責任年齢に達していないため刑事責任を問われない等の事由により立替支援金の支給を受けられない遺族に対し、20万円の特例給付金を支給する。

ウ 犯罪被害者等の安全確保のための住居復旧及び防犯対策に要する費用を補助する。

エ 犯罪被害者等が居住の安全のため宿泊施設を利用する場合における宿泊に要する費用を補助する。

オ 犯罪被害者等が裁判所における財産開示手続及び第三者からの情報取得手続を利用する際に要する費用を補助する。

(3) その他所要の整備

3 施行予定期日

令和2年4月1日